

## 告 示

### 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百 四 十 号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市蒔田字西ノ入一七五一番二地 先から同市蒔田字高橋二五七六番一 地先まで（ただし、関係図面に表示 する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年三月二十日 （午後二時）</p>
<p>備 考</p>	<p>平成三十年三月二十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一・三九・六 二メートル</p>